

2024年6月吉日

会員各位

TAA会員規約改定のご案内

会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、名義変更期限及び名義変更通知期限に関連したTAA会員規約について、
下記の通り改定し、これに伴い運用も一部変更させていただきます。

TAAでは今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、会員の皆様には、引き続き倍旧のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

2024年7月1日改定

【改定内容】

第二章（会員）

第八章（業務）

TAA【改定前】	対 応	TAA【改定後】
第二章 第1条（会員） TAA会員の資格は古物許可証（自動車）を所有し、当該規約を遵守することを約し、所定の手続きを経て事務局の審査に合格して会員として承認された人、または法人に与えられるものとします。	変 更	第二章 第1条（会員） TAA会員の資格は古物許可証（自動車）を所有し、 当該規約および法令を遵守することを約し 、所定の手続きを経て事務局の審査に合格して会員として承認された人、または法人に与えられるものとします。
第八章 第1条（登録書類についての出品店の義務） 3.成約車の登録書類（架装物の書類を含む）は、全国で登録可能な書類で有効期間が開催日の翌月末までであるものとします。（翌月末が運輸支局等の休日になる場合、登録書類の有効期限が運輸支局等の最終営業日までであるものは受付しませんが）登録書類の有効期限が規定の定めるところより短い場合は、原則として受け付けません（出品時申告車両は除く）。ただし、落札店の承諾を得られたものに限り早期名義変更手数料として、出品店は落札店へ2万円を支払うことにより受付をします。	変 更	第八章 第1条（登録書類についての出品店の義務） 3.成約車の登録書類（架装物の書類を含む）は、全国で登録可能な書類で有効期間が開催日の翌月末までであるものとします。（翌月末が運輸支局等の休日になる場合、登録書類の有効期限が運輸支局等の最終営業日までであるものは受付しませんが）登録書類の有効期限が規定の定めるところより短い場合は、原則として受け付けませんが（ 出品時に書類有効期限を記載していた場合を除く ）。ただし、落札店の承諾を得られたものに限り ※削除 、出品店は落札店へ2万円を支払うことにより 有効期限不足の書類を受付します。
第八章 第1条（登録書類についての出品店の義務） 4.TAA出品申込書に書類有効期限または名義変更期限を記載する場合は、記載した期限が開催日翌日より20日以上あるものとします。	変 更	第八章 第1条（登録書類についての出品店の義務） 4.TAA出品申込書に書類有効期限 ※削除 を記載する場合は、記載した期限が開催日翌日より20日以上あるものとします。
第八章 業務 第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施） 4.落札店は、登録書類を受領した後、開催日翌月末（出品時申告のある場合は、その名義変更期限）までに名義変更手続きを実施し、速やかに事務局までに通知しなければなりません。ただし、登録書類の到着が著しく遅れた場合は別途事務局の判断とします。また、軽自動車については、税止め処理まで行うこととします。上記名義変更期限までに名義変更が完了していない場合は、ペナルティとして1万円を落札店に請求します。	変 更	第八章 業務 第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施） 4.落札店は、登録書類を受領した後、 法令等の定めるところに従い 名義変更手続きを実施し、速やかに事務局までに通知しなければなりません。ただし、登録書類の到着が著しく遅れた場合は別途事務局の判断とします。また、軽自動車については、税止め処理まで行うこととします。 ※削除
第八章 業務 第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施） 5.開催日の翌々月5日までに（但し、出品店申告のある場合はその変更期限日翌日から5日以内）移転済通知がない場合、ペナルティとして1万円、それ以降7日毎に1万円（差替え依頼まで）を落札店に請求します。また、軽自動車の税止め処理を怠り、翌年度以降も自動車税が旧所有者に発生した場合、ペナルティとして1万円を請求します。	変 更	第八章 業務 第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施） 5. 開催日の翌月末日までに（但し、出品時に書類有効期限が記載されていた場合はその期限日までに） 移転済通知がない場合、ペナルティとして1万円、それ以降7日毎に1万円（差替え依頼まで）を落札店に請求します。また、軽自動車の税止め処理を怠り、翌年度以降も自動車税が旧所有者に発生した場合、ペナルティとして1万円を請求します。
第八章 業務 第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施） 6.事務局は、開催日の翌々月5日までに落札店より移転登録等のコピーの送付がない場合、現在登録証明をとり名義変更の状況を確認します。なお、その場合手数料として5,000円/台を落札店に請求します。	変 更	第八章 業務 第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施） 6.事務局は、 開催日の翌月末日までに 落札店より移転登録等のコピーの送付がない場合、現在登録証明をとり名義変更の状況を確認します。なお、その場合手数料として5,000円/台を落札店に請求します。

< 関連法令 > 道路運送車両法 : <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC0000000185>

道路交通法 : <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000105>

以上